

令和4年度 稚内市給食費助成金についてのお知らせ

稚内市教育委員会学校給食課

1 制度の概要

本制度は、認定基準を満たす方に対し、給食費の10月以降半年分を助成することで、お子さまの就学に必要な経費の一部を軽減するものです。

2 助成の対象者について

次の3つを満たしている方が対象となります。

(1) お子さまが5月1日現在、稚内市に住んでいること。

※5月2日以降に転入された方は、翌年度以降から対象となります。

(2) 世帯全員の市民税の所得割課税額の合計が77,100円以下であること。

(世帯とは、住民票上の世帯のことを指します。)

(3) 上記2つを満たし、9月分までの給食費が納付されていること。

(申請後に納付された場合も対象となります。)

※生活保護や就学援助の認定を受けている方は対象外となります。別添のフローチャートを参考にしてください。また、年度内に認定が解除になった方につきましては、学校給食センターまでご連絡願います。

※市民税の所得割額については令和4年度納税通知書等(2ページ目を参考にして下さい)で確認できます。

3 申請について

(1) 申請書を、稚内市学校給食センターへ提出して下さい。(市民税の課税状況の照会に同意しない方、令和4年1月2日以降に転入された方は添付書類が必要になる場合があります。詳しくは申請書記入例をご覧ください。)

(2) 提出期限は令和5年3月31日です。申告等で遅れる方は、学校給食センターまで連絡して下さい。

(3) 申請書は稚内市のホームページからダウンロードできるほか、学校または給食センターにありますのでお問合せ下さい。

4 助成金交付のながれ

(1) 申請者が認定基準を満たしているか、9月分までの給食費の納付があるか、審査が行われます。

(2) 審査結果に基づき、認定通知、又は却下通知が送付されます。

(3) 認定になった方は助成金が10月～3月分の給食費に充てられ、10月分以降半年分の給食費の納付が必要なくなります。

※年度途中で転出される方についても、あくまで10月分以降の給食費が助成の対象となります。

ただし、10月分以降の給食費が発生しない場合は助成の対象になりません。

